大きな車、重量のある車を運行されているみなさまへ

≪承認申請が必要です≫

関西エアポート株式会社では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊な車両の通行を制限しています。したがって、特殊な車両を通行させる場合は、関西エアポート株式会社に通行申請して承認を受けて下さい。

《特殊な車両とは》

次に示す制限値をどれか一つでも超えた場合は、特殊車両通行承認の申請をしなければなりません。

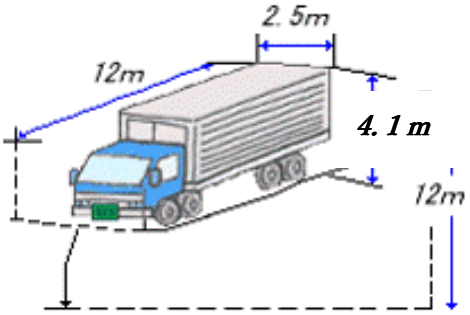

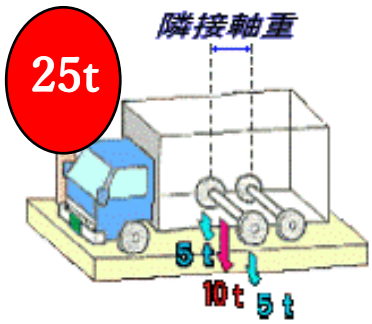

車両の幅：	２．５メートル	車両の総重量：	２５トン
車両の高さ：	４．１メートル	軸重：	１０トン
車両の長さ：	１２メートル	輪荷重：	５トン
車両の最小回転半径：	１２メートル		

《通行に申請が必要な道路》

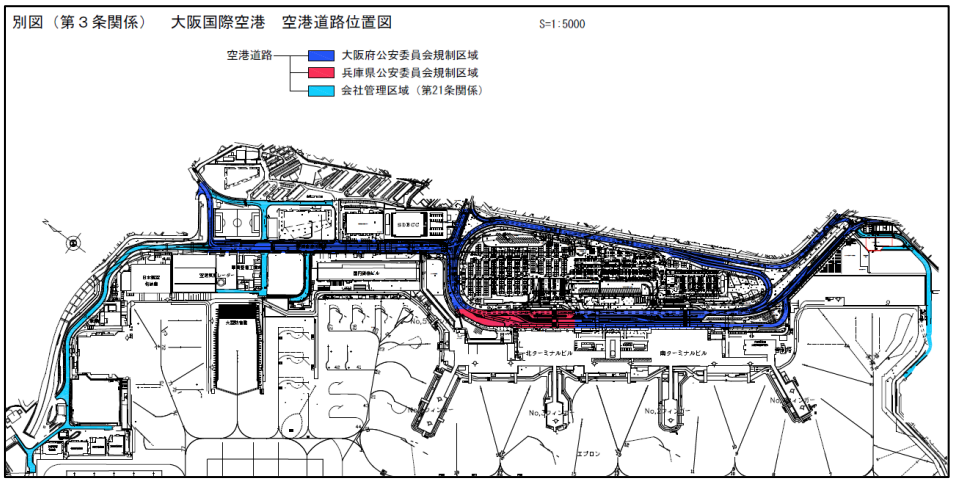

通行承認申請の手続きについて

2018 年 7 月 1 日を持ちまして大阪国際空港内における特殊車両通行承認申請につきましては、原則電子メールで提出頂くものとしております。
提出される特殊車両通行承認申請の様式及び記載要領は次のとおりとします。

１．様式及び提出方法

１）原則は電子メールによる提出とする。
電子メールでの提出が不可能な場合は別途事前に調整すること。

２）ファイル形式は原則 PDF 形式とする。

３）メールの上限サイズは 35MB とする
※送信者側の容量もありますのでご注意下さい。

４）ファイル名は次の通りとする。
※特殊車両通行承認申請書については社印押印を行ったものをスキャン等で PDF 化し送付すること。

５）申請は原則通行開始日より 10 営業日前に送信すること。

６）申請を送信したアドレスに「内容確認中メール」が返送される。
届かないときは不達であることから電話等で確認すること

７）送付するアドレスは以下の通りとする
itami-tokusya@kansai-airports.co.jp

８）申請に必要な書類は以下の通りとする。

書類名	備考
特殊車両通行承認申請書（第１号様式）	台数分必要な場合は台数分
トラック・トラクタ内訳書（第３号様式）	２台以上の場合
トレーラ内訳書（第３号様式）	２台以上の場合
車両の諸元に関する説明書（第２号の１～３様式）	
経路図	平面図に朱書き
自動車検査証の写し（承認日時点で有効なもの）	
新規開発車両設計基準適合証明書の写し	新規開発車両のみ
軌跡図	超寸法車両のみ
現地実測状況写真	超寸法車両のみ（約２０ｍ以上）
国道等における特殊車両通行承認書	大阪国際空港に至るまでの許可証

9）メール送付先、その他問い合わせ先については以下の通りとする。

関西エアポート株式会社　伊丹空港運用部　担当

Mail　itami-tokusya@kansai-airports.co.jp

URL　http://www.kansai-airports.co.jp/index.html

※メールでの提出が不可能な場合またはメールが届かない場合のお問い合わせ先

関西エアポートテクニカルサービス株式会社　空港施設部　担当

TEL　０６－６８４２－２８２０

FAX　０６－６８５６－８５０５

※申請の受付、問い合わせは平日の9時～17時となります（土日祝日、夜間不可）

2. 承認後の対応について

1）承認後、１.承認書 2.条件書 3.車両内訳書 4.経路図　を、申請書を送付頂いたメールアドレスに返信致します。特殊車両で空港道路を通行する場合は、承認を受けた各車両に 1.～4.の資料を搭載下さい。